

ケンタッキー州における発達遅延の定義

ケンタッキー州行政規則 (the Kentucky Administrative Regulation (KAR))、[707 KAR 1:002、第1 \(22\)条](#)によると、「発達遅延 (Developmental delay ((DD))とは、3歳から8歳までの児童が、認知、コミュニケーション、運動発達、社会情緒的発達、またはセルフヘルプ・適応行動のいずれか1つ以上の発達領域において、その年齢に認められる達成水準に見合う技能を習得していない、または達成していない状態をいう。発達遅延には、その児童の実年齢に応じた期待される発達と、現在の発達水準との間に、測定可能かつ検証可能な乖離が見られる場合も含まれる。この不一致については、以下のいずれかの方法で記録しなければならない。

- 標準参照型検査および手順を用いて算出された、上記の領域のうち1つにおいて、平均値より2標準偏差以上低いスコア。
- 標準参照型検査および手順を用いて算出された、上記の領域のうち2つ以上において、平均値より1.5標準偏差分低いスコアを示す場合。
- 入学・退学審査委員会 (the Admissions and Release Committee (ARC)) による、著しい非定型的な特徴または発達パターンが存在するという専門的判断専門的判断は、通常の検査結果だけでは結論が得られない場合にのみ用いられ、ARCは、当該児童に発達遅延があると判断した理由を報告書に記載しなければならない」とされています。

この非規制的ガイダンスは、ケンタッキー州行政規則 (KAR) で言及されている発達遅延 (DD) の認定要件のカテゴリーに関するよくある質問を記載することを目的としています。

発達遅延(DD)に関するQ&A

1. ケンタッキー州における発達遅延の認定要件はどのようなものですか？

ケンタッキー州における特別支援教育および関連サービスを受けられる資格は、「包括的かつ個別の評価」によって決定されます [\[707 KAR 1:300、第4条\]](#)。ARCは、評価結果に基づき、生徒がDDの認定要件を満たしているかどうかを判断します [\[707 KAR 1:310、第1条\]](#)。

ARCは、期待される発達と現在の発達水準との間に、測定可能かつ検証可能な差異 ([707 KAR 1:002、第1条 \(22\)\(a\)および\(b\)](#)に規定される標準偏差が示すもの)があることを生徒が示した場合、ARCはその生徒が認定要件を満たしていると判断します。ARCは、科学的・研究に基づく介入への反応、視覚・聴覚・コミュニケーションの審査、保護者の意見、適性検査および学力検査、教師の推薦、身体的状態、社会的・文化的背景、

適応行動、あるいは行動観察など、多様な情報源からのデータを活用します [\[707 KAR 1:300、第4条\]](#)。発達遅延に対するサービスやプログラムの提供は、以下の5つの発達領域に基づいて測定された、児童の長所とニーズに基づいています。

- 認知
- コミュニケーション
- 運動発達
- 社会情緒的発達
- セルフヘルプ・適応行動

認定の有無について判明した事実では結論が出ないとARCが判断した場合で、評価データで結論が出ない際には、ARCは認定有無の審査において専門的判断を用いることができます。ARCは、児童に発達遅延があると判断した理由を記録します [\[707 KAR 1:002、第1\(22\)\(c\)条\]](#)。

2. 児童が発達遅延のある子どもであると認定されるには、医学的な診断が必要ですか？

ケンタッキー州行政規則には、認定有無の判定に医学的診断を含めることを義務付ける規定はありません。[707 KAR 1:300、第4\(5\)条](#)に基づき、公的機関は評価を実施するにあたり、当該児童が障害児であるか否か、およびその教育上のニーズを判断する上で役立つ、機能面、発達面、および学業面に関する関連情報を収集するため、多様な評価ツールおよび手法を用いなければなりません。必要と認められる場合は、子どもの健康状態が認定有無や教育上のニーズに与える影響を評価するために、医師からの情報を含めることがあります。[707 KAR 1:300、第4\(9\)条](#)では、認定有無を判断する唯一の基準として、単一の措置または評価のみを使用してはならないと規定されています。

3. 9歳になっても子どもの発達に進展が見られない場合、ARCは引き続き発達遅延の認定基準を適用し続けることができますか？

いいえ、[707 KAR 1:002 第1\(22\)条](#)によれば、発達遅延という分類は8歳までしか使用できません。ARCは、再評価を行うにあたり、保護者の同意を得た上で、その児童が別の障害の認定要件を満たしているかどうかを判断するための再評価手続きを、児童が9歳になる前に開始するべきです。ARCが、当該生徒が、発達遅延のカテゴリーに基づ

いては認定を受けられなくなったと推定するに足る理由がある場合、ARCは以下のどちらに該当するかを確認するため、予定より早く再評価を行うことがあります。

1. その児童のニーズをより適切に表す別の障害のカテゴリーに当てはまる。
 2. その児童は、もはや特別支援教育および関連サービスを必要とする障害のある児童ではない。[\[707 KAR 1:300、第4条\]](#)
4. ある児童が発達遅延を抱えており、運動発達の分野においてのみ特別支援教育 (specially designed instruction (SDI)) の対象となることはあり得ますか？もしそうなら、ケースマネージャーは誰ですか？

はい、[707 KAR 1:002、第1\(9\)条](#)に定義される障害を持つ児童であると認定され、かつARCが運動発達の領域において不利な影響があると判断した場合 ([707 KAR 1:002、第1\(22\)条](#))、ARCは、無償の適切な公教育 (a Free Appropriate Public Education (FAPE)) の規定に基づき、その生徒のニーズを満たすために必要なサービスを決定しなければなりません。

ケースマネージャーは、就学前児童の場合は学際的幼児教育 (the Interdisciplinary Early Childhood Education (IECE)) の教員が、学齢期の児童の場合は特別支援教育の教員が担当することになります。

5. 児童が発達遅延を抱えており、コミュニケーションの分野に限ってSDIの対象となることはありますか？もしそうなら、ケースマネージャーは誰ですか？

はい、[707 KAR 1:002、第1\(9\)条](#)に定義される障害を持つ児童であると認定され、かつARCがコミュニケーションの発達領域において不利な影響があると判断した場合 ([707 KAR 1:002、第1\(22\)条](#))、ARCはFAPEの規定に基づき、その生徒のニーズを満たすために必要なサービスを決定しなければなりません。

ケースマネージャーは、就学前児童の場合はIECEの教員が、学齢期の児童の場合は特別支援教育の教員が担当することになります。

その他の資料

[全米幼児期技術支援センター \(National Early Childhood Technical Assistance Center \(NECTAC\)\) Notes no. 27 IDEAのPart Bに基づく幼児の認定有無に関する方針と実践](#) 本資料では、IDEAのPart Bに基づく認定有無の判定の沿革を簡潔に紹介するとともに、各州が3歳から9歳の生徒に対して、発達遅延のカテゴリーをどのように適用しているかについて要約しています。

[アメリカ疾病予防管理センター \(Centers for Disease Control and Prevention \(CDC\)\)による発達障害に関する事実](#) は、発達段階、経過観察、およびスクリーニングに関する情報を英語とスペイン語で提供しています。

[発達遅延\(DD\)認定判定書](#) は、ARC会議の要約に添付する必須書類です。